

健生発 0326 第 9 号  
5 輸国 第 4902 号  
令和 6 年 3 月 26 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )  
農林水産省輸出・国際局長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部改正について

我が国からオーストラリア向けに輸出される水産食品及び養殖等用飼料については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙 AU-S1「オーストラリア向け輸出水産食品及び輸出養殖等用飼料の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、オーストラリア当局との協議の結果、内臓を除いた頭付きのアユ製品の輸出が可能となったことを踏まえ、手続規程の別紙 AU-S1 について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 証明書の発行対象として、40 分以上、中心温度 66℃以上で加熱された内臓

を除いた頭付きのアユ製品を追加

- 2 1に伴う証明書発行申請書及び証明書様式の改正
- 3 その他、所要の改正